二十八条第二項第二号」に改め、同項下欄中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項の項上欄中「第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項」を「第二十九条第二項及び第三十二条第四項」に改め、同条第四項中「法第二十一条の十」を「法第三十四条」に、「法第二十一条の二第一項」を「法第二十六条第一項」に、「第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条」を「第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条」に改め、同項の表第二十一条の四第一項の項上欄中「第二十一条の四第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同項下欄中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十一条の四第二項第一号及び第三号の項上欄中「第二十一条の四第二項第一号」を「第二十八条第二項第一号」に改め、同項下欄中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十一条の四第二項第二号の項上欄中「第二十一条の四第二項第二号」を「第二十八条第二項第二号」に改め、同項下欄中「第二十一条の十」を「第三十四条」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項の項上欄中「第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項」を「第二十九条第二項及び第三十二条第四項」に改め、第二章中同条を第八条とする。

第六条第一項中「第二十一条の二第三項」を「第二十六条第三項」に改め、同項第一号イ(1)中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条の二第三項」を「第二十六条第三項」に改め、同条を第七条とする。

第五条の二（見出しを含む。）中「第二十一条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第六条とする。

別表第七から別表第十三までの規定中「第六条」を「第七条」に改める。

（環境省組織令の一部改正）

第二条　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「第二十条の三第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

2　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第十項中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十二号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百号を第百四号とし、第九十二号から第九十九号までを四号ずつ繰り下げ、第九十一号を第九十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十五　四―メチル―五―（四―メチルフェニル）―四・五―ジヒドロオキサゾール―二―アミン及びその塩類

第一条中第九十号を第九十三号とし、第六十三号から第八十九号までを三号ずつ繰り下げ、第六十二号を第六十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十五　N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルアセトアミド及びその塩類

第一条中第六十一号を第六十三号とし、第二十三号から第六十号までを二号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　一―シクロヘキシル―四―（一・二―ジフェニルエチル）ピペラジン及びその塩類

第一条中第二十一号を第二十二号とし、第七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　二―（エチルアミノ）―二―（三―メトキシフェニル）シクロヘキサノン及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第四号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十八年政令第二百三十一号）の施行に伴い、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代
防衛大臣　中谷　元